

一般社団法人三木市生涯活躍のまち推進機構定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人三木市生涯活躍のまち推進機構と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県三木市上の丸町10番30号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、三木市が策定した「生涯活躍のまち構想」に基づき、元気な中高年齢者や若者・子育て世代の移住を促進するとともに、多世代が交流し、住民一人ひとりが生きがいを感じながら暮らせるまちづくりを実現するため、事業者・各種団体・大学などが連携して、三木市と市民の取組を支援することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 生涯学習の推進、ボランティア活動の支援など生きがいづくりに関する事業
- (2) 健康づくりの支援、買い物の支援など福祉・介護に関する事業
- (3) 就労などによる多様なライフスタイルの創造に関する事業
- (4) 子育て支援に関する事業
- (5) コミュニティの活性化やまちづくりに関する事業
- (6) 多世代交流の促進に関する事業
- (7) 移住及び定住の促進に関する事業
- (8) 移住・定住の促進に寄与する不動産の所有、管理、賃貸借及び利用に関する事業
- (9) 空き家及び空き地の活用及び管理に関する事業
- (10) 住民の移動手段の確保に関する事業
- (11) 商店街の振興に関する事業
- (12) 公共施設の運営に関する事業

- (13) 情報発信に関する事業
- (14) 生涯活躍のまち形成事業
- (15) 生活の利便性の向上に関する事業
- (16) 地域の活性化に関する市、事業者等からの受託事業
- (17) 前各号の事業に関連する調査、研究及びコンサルタント等の事業
- (18) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の目的に賛同して入社した個人又は団体で構成する。

(社員の資格の取得)

第6条 この法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込をし、理事会の承認を受けなければならない。

(経費等の負担)

第7条 この法人の目的を達成するため、必要な経費を社員が支払うことについて社員総会で決議した場合は、社員は、その経費について支払義務を負う。

(任意退社)

第8条 社員は、理事会が別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。ただし、1箇月以上前にこの法人に対して予告するものとする。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総社員が同意したとき。
- (2) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

- (3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (4) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、臨時社員総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対して、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席

した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 社員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令又はこの定款で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第18条 社員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面をこの法人に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び社員総会に出席した理事のうち議長が指名する2名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役員

(役員配置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長とする。

3 前項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「法」という。)上の代表理事とする。

4 この法人に、理事会の決議によって理事の中から専務理事を1名置くことができる。

(役員を選任等)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 各理事について、当該理事及び当該理事の配偶者又は3親等以内の親族その他の特別の関係のある者である理事の合計の数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

4 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長の職務を補佐する。

4 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5 理事長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

6 副理事長は、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事に諮り、理事長の職務を執行する。ただし、代表理事たる理事長の代表権に係る職務権限を除く。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事及び監事は、第20条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された

者が就任するまで、なお理事及び監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(責任の一部免除又は限定)

第27条 この法人は、理事及び監事の法第111条第1項の賠償責任について、法令で定める要件を満たす場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）及び監事との間で、前項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

(4) 規則の制定、変更及び廃止

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法第96条の要件を満たしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第7章 基金

(基金の拠出)

第34条 この法人は、社員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができる。

(基金の募集)

第35条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会の決議により定める。

(基金の拠出者の権利)

第36条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第37条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会の決議によって定めるところにより行う。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月3

1日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の規定により報告し、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金)

第41条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局等

（事務局）

第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

（事業部）

第46条 各地域の実情及び課題に応じた事業を行うため、事業部を置く。

2 事業部は、理事会の決議により定める区域ごとに置くものとし、各事業部の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第11章 公告の方法

（公告の方法）

第47条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 補則

（委任）

第48条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第13章 附則

（最初の事業年度）

第49条 この法人の最初の事業年度は、この法人の成立の日から平

成 2 9 年 3 月 3 1 日 まで と する。

(設 立 時 の 役 員)

第 5 0 条 この 法 人 の 設 立 時 の 役 員 は、 次 の と お り と する。

設 立 時 理 事	井 上	茂 利
設 立 時 理 事	岩 崎	正 勝
設 立 時 理 事	濱 元	真 一
設 立 時 理 事	陰 平	康 則
設 立 時 理 事	稲 見	秀 行
設 立 時 理 事	角 野	幸 博
設 立 時 理 事	井 上	輝 美
設 立 時 理 事	長 谷	憲 明
設 立 時 代 表 理 事	井 上	茂 利
設 立 時 監 事	西 垣	秀 美

(設 立 時 の 社 員 の 氏 名 及 び 住 所)

第 5 1 条 設 立 時 の 社 員 の 氏 名 及 び 住 所 は、 次 の と お り と する。

設 立 時 社 員	1	住 所	兵 庫 県 三 木 市 芝 町 3 番 4 7 号 キ ャ ッ ス ル ス ク エ ア 1 0 2 号
		氏 名	井 上 茂 利
	2	住 所	兵 庫 県 三 木 市 吉 川 町 金 会 9 9 番 地 の 4
		氏 名	岩 崎 正 勝
	3	住 所	兵 庫 県 神 戸 市 垂 水 区 舞 子 台 2 丁 目 9 番 1 8 一 2 0 3 号
		氏 名	濱 元 真 一
	4	住 所	兵 庫 県 神 戸 市 垂 水 区 高 丸 2 丁 目 7 番 1 1 号
		氏 名	陰 平 康 則
	5	住 所	兵 庫 県 三 木 市 細 川 町 垂 穂 6 8 7 番 地
		氏 名	稲 見 秀 行
	6	住 所	兵 庫 県 芦 屋 市 新 浜 町 4 番 2 4 号
		氏 名	角 野 幸 博

7 住所 兵庫県三木市緑が丘町西4丁目11番地の
17

氏名 井上 輝美

8 住所 東京都葛飾区東金町7丁目1番8号

氏名 長谷 憲明

9 住所 兵庫県三木市大村356番地

氏名 西垣 秀美

(法令の準拠)

第52条 この定款に定めのない事項は、すべて法その他の法令の定めるところによる。